

# 一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会 安心R住宅制度 客付業者規約

2020年3月13日  
一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会

耐震住宅 100%安心R住宅制度の標章を利用できる構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係る特定既存住宅について、標章を使用しようとする宅地建物取引業者（以下「客付業者」という。）は、一般社団法人耐震住宅 100%実行委員会（以下「本実行委員会」という。）が定める耐震住宅 100%安心R住宅制度運営規約（以下「運営規約」という。）に則り、以下の事項を遵守しなければならない。

第1条 売主がその承諾を撤回、又は専任媒介契約を解除したとの通知等があったときは、速やかに標章の使用を中止しなければならない。（運営規約第 10 条第 2 項）

第2条 標章を使用して広告をする場合は、耐震住宅 100%安心R住宅制度の標章を利用できる構成員が耐震住宅 100%安心R住宅調査報告書（様式第 5 号）を作成した特定既存住宅でなければならない。（運営規約第 13 条第 1 項）

2 前項の調査報告書の写しを本実行委員会に提出した後でなければ、標章を使用して広告をしてはならない。（運営規約第 13 条第 2 項）

第3条 標章を使用して広告をする場合は、原則として次の各号を表示しなければならない。（運営規約第 14 条）

一 安心R住宅の概要と本制度の問合せ先。

二 運営規約第 11 条第二号の耐震住宅 100%住宅リフォーム工事の実施判断の基準に基づく住宅リフォーム工事が実施済みであること、又はリフォーム提案書が作成されていること。

三 運営規約第 11 条第二号各項の書類の保存状況。

四 運営規約第 11 条第三号の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況写真等。

2 前項各号の表示は、次の各号の区分に応じて表示しなければならない。

一 インターネット広告

前項第一号から第三号の各号。前項第四号は、表示できるスペース・文字数に制約がある場合は省略することができる。

二 新聞折込みチラシ・新聞・雑誌広告

前項第一号。ただし、複数の物件に標章を使用する場合は、まとめて 1 か所に記載することができる。また、前項第二号から第四号の各号は、表示できるスペース・文字数に制約がある場合は省略することができる。

- 第4条 標章を使用して広告する場合は、本実行委員会の名称を併記しなければならない。(運営規約第14条第2項)
- 2 標章に他の登録団体の名称を併記してはならない。
  - 3 その他標章を使用する場合のデザイン等については、特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度(「安心R住宅」)ログマーク使用マニュアルに従わなければならない。
- 第5条 標章が使用された特定既存住宅を購入しようとする者(以下「住宅購入者」という。)に、調査報告書の写しを交付しなければならない。(運営規約第19条)
- 第6条 リフォーム提案書が作成されている場合は、住宅購入者に当該リフォーム提案書の写しを交付しなければならない。(運営規約第20条)
- 2 前項のリフォーム提案書を交付した場合は、住宅購入者からの求めに応じて、リフォーム提案書を作成した者をあっせん等しなければならない。(運営規約第20条第2項)
- 第7条 住宅購入者が求める場合は、次の各号を開示しなければならない。(運営規約第21条)
- 一 売主が保存をしておかつ売主の承諾を得られた場合は運営規約第11条第二号の書類
  - 二 管理組合の承諾を得られた場合は運営規約第11条第四号に定める管理規約及び長期修繕計画
- 第8条 住宅購入者にリフォーム提案書の写しを交付する場合は、当該リフォーム提案書に基づく住宅リフォーム工事の実施は取引条件ではない旨を説明しなければならない。(運営規約第22条)
- 第9条 住宅購入者に、登録団体である本実行委員会に関する次の各号を告知しなければならない。(運営規約第23条)
- 一 本実行委員会の名称
  - 二 本制度の問合せ先と利用方法
- 2 住宅購入者に耐震住宅100%住宅リフォーム工事の実施判断の基準を開示しなければならない。
- 第10条 本実行委員会から標章の使用許諾を受けたとみなされたことをもって自ら国土交通省に登録されている、又は標章を使用して広告する特定既存住宅が国土交通省に登録されていると誤認されることのないようにしなければならない。(運営規約第15条第1項)
- 2 本実行委員会から標章の使用許諾を受けたとみなされたことをもって、次の各号に該当すると誤認されるおそれのある広告の表示をしてはならない。(運営規約第15条第2項)
    - 一 国と関係がある事業者が取引主体となっている。
    - 二 国が客付業者と共同して事業を行っている又は後援している。
- 第11条 その他運営規約の内容を遵守しなければならない。

第12条 売主からの要請に基づいて広告の中止を指示したときは、速やかに広告を中止すること。

第13条 他の宅地建物取引業者に対して広告の依頼をしないこと。(運営規約第18条)

第14条 標章を使用して広告したことにより第三者との間で紛争が生じたときは、自らの責任と費用により解決しなければならないこと。(運営規約第17条第6項)

第15条 第2条の調査報告書の作成と提出は、標章使用会員が行わなければならない。(運営規約第17条第4項)

第16条 客付業者は、標章使用会員から客付業者に指定されるとともに、標章使用会員が専任媒介契約をした物件に限って標章を使用することができる。この場合、客付業者は本実行委員会から標章の使用許諾を受けたものとみなす。(運営規約第17条第5項)

(附 則)

この規約は、一般社団法人耐震住宅100%実行委員会が特定既存住宅情報提供事業者団体に登録された日から施行する。